

農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

農地整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名 (工種)	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
北大東村	大池	50,000,000	1,062,500	
	(土層改良)	50,000,000	1,062,500	
	農家負担対象	50,000,000	1,062,500	2.125
	農家負担対象外	0	0	8.50
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。